

平成13年第5回藤岡市議会定例会会議録(第4号)

平成13年12月18日(火曜日)

議事日程 第4号

平成13年12月18日(火曜日)午前10時開議

- 第1 議会運営委員会経過報告
- 第2 議案第74号 藤岡市選挙公報の発行に関する条例の制定について
- 第3 請願第2号 食品安全行政の充実強化を求める意見書の提出についての請願  
陳情第7号 健康保険本人3割負担および高齢者医療の対象年齢引き上げの中止を求める陳情
- 第4 議案第91号 藤岡市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第5 議案第92号 藤岡市議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について  
議案第93号 藤岡市長・助役及び収入役の諸給与条例の一部改正について  
議案第94号 藤岡市教育委員会教育長の諸給与支給条例の一部改正について
- 第6 議案第95号 藤岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 第7 議案第96号 群馬県市町村総合事務組合理約の変更について
- 第8 議員提出議案第7号 食品安全行政の充実強化を求める意見書の提出について
- 第9 議員提出議案第8号 藤岡市合併調査特別委員会設置について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（24人）

1番	三好徹明君	2番	金井壽君
3番	冬木一俊君	4番	松本啓太郎君
5番	反町清君	6番	片山喜博君
7番	金子勝治君	8番	佐藤淳君
9番	茂木光雄君	10番	笠原史嗣君
11番	斉藤千枝子君	12番	坂本忠幸君
13番	木村喜徳君	14番	青柳正敏君
15番	青木寛君	16番	新井雅博君
17番	針谷賢一君	18番	山田一友君
19番	塩原吉三君	20番	中村菊雄君
21番	川野盛幸君	22番	大戸敏子君
23番	吉田達哉君	24番	久保信夫君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

市長	塚本昭次君	助役	柵木孝君
収入役	星野知平君	教育長	岡田要君
企画部長	田中信一君	総務部長	新井千文君
市民環境部長	塚越正夫君	健康福祉部長	中易昌司君
経済部長	中野秀雄君	都市建設部長	須川良一君
上下水道部長	荻野廣男君	教育部長	斎藤稔一君
監査委員			
事務局長	小野里英一君		

議会事務局職員出席者

事務局長	青柳孝之	事務局課長	田島均
課長補佐兼 議事係長	宮澤正浩		

午前10時20分開議

議長（木村喜徳君） おはようございます。出席議員定足数に達しました。

これより本日の会議を開きます。

#### 第1 議会運営委員会経過報告

議長（木村喜徳君） 日程第1、議会運営委員会経過報告であります。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。委員長針谷賢一君の登壇を願います。

（議会運営委員会委員長 針谷賢一君登壇）

議会運営委員会委員長（針谷賢一君） ご指名を受けましたので、議会運営委員会の経過について報告を申し上げます。

議会運営委員会は、議長の要請により、本日、議会開議前に委員会を開催し、本日の日程と追加されます議案の取り扱い方法について協議したのであります。

追加されますものは、市長提出議案6件と議員提出議案2件であります。この取り扱いについては、日程表にもありますように、日程第1、議会運営委員会経過報告終了後、日程第2、議案第74号は総務常任委員会に、日程第3、請願第2号、陳情第7号の2件については教務厚生常任委員会にそれぞれ付託されておりますので、付託議案及び付託請願・陳情の審査報告を常任委員長から報告願った後、質疑、討論、採決を願います。日程第4、議案第91号、日程第6、議案第95号から日程第9、議員提出議案第8号までの5件については、単独上程、単独審議、委員会付託を省略し、即決願います。日程第5、議案第92号・議案第93号・議案第94号の3件については、一括上程、一括審議、委員会付託を省略し、即決していただくことに決定いたしました。

以上で、議会運営委員会の経過について、報告を終わります。

議長（木村喜徳君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

ただいま報告のありましたとおり、今後の議事運営を行いますのでご了承願います。

#### 第2 議案第74号 藤岡市選挙公報の発行に関する条例の制定について

議長（木村喜徳君） 日程第2、議案第74号藤岡市選挙公報の発行に関する条例の制定についてを議題といたします。

総務常任委員会委員長の報告を求めます。委員長反町清君の登壇を願います。

（総務常任委員会委員長 反町 清君登壇）

総務常任委員会委員長（反町 清君） ご指名を受けましたので、去る12月7日の本会議において、総務常任委員会に付託されました議案1件に対する審査の概要と結果について、ご報告申し上げます。

本委員会は、12月10日、市長・助役並びに関係部課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重審査したのであります。

議案第74号藤岡市選挙公報の発行に関する条例の制定について、ご報告申し上げます。この条例の制定理由は、公職選挙法により、衆議院・参議院及び知事の各選挙においては、選挙公報の発行が義務づけられています。しかし、これ以外の選挙においては、事務を管理する選挙管理委員会が、条例の定めるところにより任意で発行することができることになっています。この規定に基づき、藤岡市の議会議員及び長の選挙において、立候補者の氏名・政見及び写真等を掲載した選挙公報を発行するための条例を制定することを求めるものであります。

質疑の主なものを申し上げます。この選挙公報を発行する目的を伺いたい。候補者の氏名や経歴あるいは政見等を掲載し、有権者に配布することによって、有権者がより候補者の政見等を深く知っていただき、その上で投票していただくことにより、明るい選挙にも役立っていくのではないかとのことでした。

他の市町村で実施しているところはどのくらいあるのか伺いたい。全国的には47都道府県中で24都道府県で約51%、全国の市は全部で694市あるが、そのうち498市で約71%が実施している。町村においても、約27%実施している。県内の状況は、吉井町・大泉町・子持村、市においては館林市が条例制定しており、群馬県でも次回の県議会議員の選挙から実施していく予定であり、前橋市・高崎市・伊勢崎市・沼田市については、今後、条例制定する予定。桐生市・太田市・渋川市・富岡市・安中市については、まだ方向性が出ていないとのことでした。

以前から、これは発行できる状態が法律上あったけれども、なぜこの時期なのか。また、選挙管理委員会から何らかの申し出があったのか伺いたい。有権者が公職の候補者の氏名・経歴・政見等を知り、あわせて選挙に対する関心を高めるためにも、藤岡市議会議員及び藤岡市長の選挙において選挙公報を発行するための条例制定について、特段のご配慮を賜りますよう要望書の提出がありましたとのことでした。

選挙公報の発行に当たり、様式とかサイズの決まりはあるのか伺いたい。選挙公報は、選挙管理委員会が定めた規程の中でA判を基準とすることになっておりますので、藤岡市でもA判を基本として考えているとのことでした。

市長選と市議選の発行に係る経費について伺いたい。配布に係る予算はかからない。市長選は印刷費だけで約18万円を予定している。市議選の場合は、若干、判が大きくなりページ数が増えるので、それよりも高くなると思うとのことでした。

条例の第5条では、「登録された者の属する各世帯に対して、選挙期日の前日までに配布する。」とあるが、どんな方法、どんな形で配布されるのか。また、「新聞折り込み、その

他これらに準ずる方法による配布を行うこと」と規定されているが、どのように配布しようとしているのか伺いたい。一番最初の発行が市長選になるが、今の予定では区長さんをお願いして配布していきたい。また、公民館等に置いて自由に取っていただけるような体制をつくっていかねばならないと考えているとのことでした。

第3条第2項に「品位を損なう記載をしてはならない。」とあるものの、第4条では「申請があったときは、掲載文を原文のまま選挙公報に掲載しなければならない。」とあるが、してはならないものをしてしまった場合の罰則規定のようなものがうたわれていないように思うが、その部分についてはどうされるのか伺いたい。選挙公報については、候補者本人から申請があったものをそのまま掲載する。これが原則となっている。出版の自由、表現の自由が憲法で認められているので、その原則に立って、基本的には事前のチェックをさせないということが選挙公報の趣旨であるとのことでした。

他人の名誉を傷つけ、もしくは善良な風俗を害するような掲載文の場合には、注意をするとか、指導をするという形できちんとした規則をつくることはできないのか伺いたい。罰則規定はつくれませんが、事前審査というシステムを組んで選挙公報掲載のしおり、または審査基準等を、今、作成しており、候補者の方が公報を出された場合、内容を事前に全部チェックさせていただくとのことでした。

事前審査ということだが、当日午後5時まで立候補の権利があるので、事前審査後の立候補決意に基づく届け出の場合の扱いはどうするのか。また、他人の名誉を毀損するような表現が載っていた場合、一定の基準を設け、公報誌には載せないということを明記できないのか伺いたい。告示日当日、立候補届をした場合は、締め切りは午後5時までということになっており、午後5時までに受付を済まされた候補者については、選挙公報の申請書を受け付けて、その場で審査を行います。また、他人の名誉を毀損した表現がある場合、選挙管理委員会から候補者の方には不適切な表現がある旨を告げ、直していただくように話したいが、そのまま載せたいと言われた場合、違法阻却事由という形で、名誉毀損罪ということには現状ではなっていないので、そのまま公報の掲載ということになります。選挙管理委員会としては、選挙公報の発行の審査の段階、あるいは受付の段階では強く注意していきたいと考えております。また、憲法で保障されている表現の自由に基づいて、保障された権利として事前審査の範囲というものは一定程度制限するというのが趣旨であるということから、罰則規定は設けない方がよろしいのではないかと考えているとのことでした。

選挙公報の受付、審査、印刷という流れで作業を行うと思うが、実際に有権者に渡るまでに告示日に受け付けて、どのくらいの時間がかかるのか伺いたい。事前審査の段階ですべての公報が集まった場合は、告示日の午後5時に締め切りをした後、その日に印刷業者

に原稿を届ける。また、告示日当日に出された公報については、審査の関係もあるので、翌日の早朝までに印刷業者に原稿を届ける。それから印刷には1日かかるという予定でありますので、投票日の2日か3日前までには有権者に届けたいとのことでした。

委員から次のような意見がありました。既に国政選挙、また全国では既に約71%の市で条例制定されて、この選挙公報が発行されております。我々の目にとまっていることもしばしばあります。今回、身近な選挙で、こうした選挙公報を発行しようということで心配する部分もかなりあるように思えるが、有権者は候補者だけでなく、選挙自体にも興味を示してくれることを期待する。選挙公報は、候補者が公約や主張など、わかりやすく掲載することにより、多くの有権者にその人柄などを知っていただき、投票への幅広い選択肢を提供するものと考えられますので、本案は可決すべきものとの意見がありました。慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託を受けました議案1件に対する審査の概要と結果について、ご報告を終わります。

議長（木村喜徳君） 総務常任委員会委員長の報告が終わりました。

報告に対し質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第74号藤岡市選挙公報の発行に関する条例の制定について、委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（木村喜徳君） 起立全員であります。よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

第3 請願第2号 食品安全行政の充実強化を求める意見書の提出についての請願

陳情第7号 健康保険本人3割負担および高齢者医療の対象年齢引き上げ

### の中止を求める陳情

議長（木村喜徳君） 日程第3、請願第2号食品安全行政の充実強化を求める意見書の提出についての請願、陳情第7号健康保険本人3割負担および高齢者医療の対象年齢引き上げの中止を求める陳情、以上2件を一括議題といたします。

教務厚生常任委員会委員長の報告を求めます。委員長金井壽君の登壇を願います。

（教務厚生常任委員会委員長 金井 壽君登壇）

教務厚生常任委員会委員長（金井 壽君） ご指名を受けましたので、去る12月7日の本会議において、教務厚生常任委員会に付託されました請願1件、陳情1件に対する審査の概要と結果について、ご報告申し上げます。

本委員会は、12月10日、市長・助役・関係部課長並びに政策調整官の出席を求め、委員会を開催し、慎重審査したのであります。なお、本委員会として、この請願第2号の紹介議員であります大戸敏子議員にも出席を求め開催いたしました。

請願第2号食品安全行政の充実強化を求める意見書の提出についての請願について申し上げます。本請願は、生活協同組合コープぐんま理事長峰岸通氏より提出されたものであります。請願の趣旨は、食品衛生法の改正と運用強化に関する意見書を内閣総理大臣・厚生労働大臣に対して提出していただきたい旨の請願であります。

質疑の主なものについて申し上げます。食品衛生法は、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的に、昭和22年12月24日に制定され、昭和23年1月1日から施行されているが、この「食品衛生法の抜本的改正や運用の強化を求める」請願の内容が漠然としているので、具体的にどういうことなのか伺いたい。食品衛生法第1条に、国民の健康のために食品の安全性を確保するという趣旨の明記。食品の安全行政に関する施策について積極的に情報公開を進めるとともに、消費者の選択に役立つという趣旨の明記。食品添加物の指定制度への移行を計画的に進める。農薬動物用医薬品の残留基準の決められていない食品の流通販売ができないようにすること。化学物質や新技術にかかわる食品容器包装の新たな不安や問題に対応した予防的調査研究の充実等、法制度の運用を強化することのこと。

2000年4月から、すべての食料品の品質表示が義務づけられ、本年4月から遺伝子組み換え食品の表示、加工食品の特定原材料24品目、卵・牛乳・ソバなどの品目が義務づけられ、また環境ホルモンについては、本年4月から筑波市の国立環境研究所に環境ホルモン総合研究所ができ、研究が始まったと聞いているが、現状について伺いたい。遺伝子組み換え食品については、別の食物の遺伝子を組み込むことによって、害虫や除草剤への耐性を強めるなど、省力やコスト低減などに役立つよう改良された作物を原料とした食品をいい、消費者は輸入品について安全性への不安から、それらを原料とした食品の全部

について表示の義務づけを求めているとのこと。また、昭和22年にでき、戦後間もなくなので、粗悪品や不衛生な食品が出回っていた。それに対する規制を考えてつくられた法律であり、狂牛病やO-157等の出ている現代とは違ってきているとのこと。

他市の状況はどうか伺いたい。11市のうち、請願が出された市は5市で、他の6市は紹介議員がいないと聞いている。6市のうちの前橋市では、他の団体から出され、付託になっているとのこと。また、この意見書については、さきの国会で採択され、11月現在、168の地方議会から意見書が提出されているが、すぐに法律に結びつくものではないので、意見書を増やして、ぜひ実りある改正をしていただきたいとのことでした。

委員から次のような意見がありました。先日、国会でこの意見書は採択されたが、法律の改正には結びついてはいないので、政府の判断にゆだねられてしまう。この意見書の一番の願いは、食品の安全性確保ということを経済に明記していただきたいということであり、食品の安全性は国民の願いであります。国として真剣に取り組んでいただきたいので、採択していただきたい旨の意見がありました。慎重審査の結果、賛成全員をもって採択すべきものと決定いたしました。

以上で請願第2号に対する審査の概要と結果について、報告を終わります。

次に、陳情第7号健康保険本人3割負担および高齢者医療の対象年齢引き上げの中止を求める陳情について申し上げます。

本陳情は、群馬県社会保障推進協議会会長野上恭道氏より提出されたものであります。陳情の趣旨は、小泉内閣が医療費への国庫負担を減らすために計画している高齢者医療の対象を段階的に75歳に、70歳から74歳の医療負担を2割に、健康保険本人やその家族の入院の医療負担を3割に、また医療保険の保険料を引き上げることなど、国民に「痛み」を押しつけようとしている。その影響により、受診する慢性患者が減り、病気などの将来不安の増大、個人消費の冷え込み、不況が深刻化したとの指摘もなされている。また、このことにより、高齢者の医療費が増加し、各自治体の国保財政を圧迫することは火を見るより明らかである。また、社会保障を充実させ、国民の将来不安を解消することは、日本経済の再建にも不可欠で、国際的にも高い新薬を中心とする薬価の是正こそ必要で、ここにメスを入れれば一定の財源もでき、また公共事業の見直しで財源確保もできるものである。つきましては、国に対して、健康保険3割負担及び高齢者医療の対象年齢引き上げの中止を求めるため、意見書を提出していただきたい旨の陳情であります。

質疑の主なものについて申し上げます。高齢者医療につきましては、平成12年以前の医療費と平成13年の医療費は異なりますが、今度の改正ではどう変わるのか伺いたい。70歳以上の場合、原則として1割負担。高額所得者というのが入り、この高額所得者では70歳以上でも2割負担。しかし、今、新聞等で報道されている範囲では、高額という



ものが、幾らが高額なのかはわからないとのこと。

健康保険3割負担とあるが、3割負担になる結果での本市におけるメリット・デメリットについて伺いたい。国では、平成15年から本人の3割負担とするということですが、国民健康保険との関係はなく、特に社会保険について関係がありますので、市に直接というのはあまり影響がないとのこと。

高齢者が70歳から74歳にかけて2割負担になる中、国保財政が圧迫というこの論理は少し違うと思うが、老人医療費が少なくなる分、現実的には国保財政に少し移管してくるとの理由を伺いたい。今回の制度は、70歳以上が75歳となり、高額所得者が2割負担という中で、全体的に試算ができなく、メリット・デメリットというのが明確に出せない状況であるが、70歳以上の高齢者の医療費を若い人たちの一般費用で賄っていた。年間で、若い人たちは約18万円、老人が約64万円、医療費がかかっており、非常に老人の占める割合が多いとのこと。

委員より次のような意見がありました。高齢者医療が大変かさんで、将来は中小企業の保険も危ぶまれるということとか、これから高齢化が進む中、医療費が非常にかさんでいくが、年金受給の平均所得は300万円から350万円。この平均からいうと、20代の方の給料よりもよいという面もあるので、高額所得者の方の2割負担もやむを得ないと思うが、低所得者や長期入院された低所得者については、政府も、今、検討しているとのこと。また、保険料や3割負担についても、現状を考えたとき、サラリーマンの方々には大変厳しいが、国民健康保険の方は今も3割負担である。引き上げはしてもらいたくないが、日本の保険制度は世界的に一番よい制度ですから、これを維持していくためには制度改革が必要であり、この陳情事項について内容等不明確な点も多く、諸般現状を考えると、健康保険料本人3割負担はやむを得ない旨の意見が出されました。慎重審査の結果、賛成者なしをもって不採択すべきものと決しました。

以上で教務厚生常任委員会に付託を受けました請願1件、陳情1件に対する審査の概要と結果について、報告を終わります。

議長（木村喜徳君） 教務厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

請願第2号食品安全行政の充実強化を求める意見書の提出についての請願について、報告に対し質疑に入ります。ご質疑願います。

吉田達哉君。

23番（吉田達哉君） 委員長報告に対して、1件だけ質問させていただきます。

国の方もこの食品安全行政の充実をということの中から国会審議がなされて、細部にわたってというよりも、総論的に6項目、委員長報告の中で説明がありましたけれども、そういう形でこの安全衛生基準を守っていききたいのだというような報告がありました。これ

に対して、我々も小さい子供を持っておりますので、総論的には賛成をいたすところであり、この後、出てきます請願の取り扱いで可決されますと、国に意見書が上げられるわけですけれども、意見書の方で質問をするのがいいのか、ここで質問をするのがいいのかということの中から、ちょっと判断をするのが難しかったので、先に委員長報告の方からさせていただきたいと思うのです。

具体的な項目になると、国がなかなか首を縦に振ってくれないというような状況があるということを知り及んでおります。そんな中で、総論的な意見書の出し方がこの後審議されるわけですけれども、こういった総論的なものでなくて、6項目あるものの確立を早くしてほしいというような形で出すことの方が、藤岡市議会としてはふさわしい出し方なのではないかと思うのです。この辺について、委員長に質問するのがいいのか、次の議員提出議案第7号の意見書提出者の斉藤議員の方に質問するのか、ちょっとわからないのですけれども、類似している議案でありますので、あまりもやっとした総論的なことだけで片づけていいのかということがちょっと気にかかったものですから、お聞かせいただきたいのです。そのことについて、もし吉田議員が言っていることは議員提出議案の方でやってくださいということであれば、そちらの方でやります。総論的には納得するし、大賛成だし、早くこの辺の確立をしてもらって検査体制を充実してもらうことが好ましいのです。その辺について、どういう形でこの意見書を上げるのが一番国に対して効率のいいやり方なのかということで、ちょっとご答弁というか、意見を伺っておきたいと思いますので、よろしくお願いします。

(「休憩」の声あり)

議長(木村喜徳君) 暫時休憩いたします。

午前10時55分休憩

午前11時再開

議長(木村喜徳君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長(木村喜徳君) 金井壽君の登壇を願います。

(教務厚生常任委員会委員長 金井 壽君登壇)

教務厚生常任委員会委員長(金井 壽君) 吉田議員の質問に対してお答え申し上げます。

内容については、先ほどの報告どおりでございます。なお、その後、食品安全行政の充実強化を求める意見書への協力ということでご理解いただければありがたい、こんなふうに思います。

議長(木村喜徳君) 他にご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。請願第2号食品安全行政の充実強化を求める意見書の提出についての請願について、教務厚生常任委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(木村喜徳君) 起立全員であります。よって、教務厚生常任委員会委員長の報告のとおり決しました。

陳情第7号健康保険本人3割負担および高齢者医療の対象年齢引き上げの中止を求める陳情について、報告に対し質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。陳情第7号健康保険本人3割負担および高齢者医療の対象年齢引き上げの中止を求める陳情について、教務厚生常任委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(木村喜徳君) 起立全員であります。よって、教務厚生常任委員会委員長の報告のとおり決しました。

#### 第4 議案第91号 藤岡市職員の給与に関する条例の一部改正について

議長(木村喜徳君) 日程第4、議案第91号藤岡市職員の給与に関する条例の一部改正について

てを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長の登壇をお願いします。

(総務部長 新井千文君登壇)

総務部長(新井千文君) 議案第91号藤岡市職員の給与に関する条例の一部改正について、提案説明を申し上げます。

人事院は、平成13年国家公務員の給与について、去る8月8日、政府と国会に対して、2年連続の給料表の改定見送りと、3年連続となる期末勤勉手当の0.05カ月削減を主な内容とする人事院勧告を行い、国においては、この勧告に基づき国家公務員の給与法の改正が行われました。これを受け、国及び群馬県より、地方公共団体においても国に準じた方向で改正を行うよう指導があり、ここに改正をお願いするものであります。

主な改正の内容につきましては、12月期末手当の支給率を100分の5引き下げ、年間支給率を4.7月とし、給料法の改定見送りに伴う暫定的な特例一時金、年額3,756円を支給するものであります。なお、今年度の12月期末手当につきましては、改正前の支給率で支給済みのため、附則におきまして、平成14年3月の期末手当で支給額の調整をするものであります。施行日につきましては公布からとし、適用については平成13年4月1日からお願いするものであります。

以上、簡単ではありますが提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださるようお願いを申し上げます。

議長(木村喜徳君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第91号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) ご異議なしと認めます。よって、議案第91号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（木村喜徳君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第91号藤岡市職員の給与に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（木村喜徳君） 起立多数であります。よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

第5 議案第92号 藤岡市議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第93号 藤岡市長・助役及び収入役の諸給与条例の一部改正について

議案第94号 藤岡市教育委員会教育長の諸給与支給条例の一部改正について

議長（木村喜徳君） 日程第5、議案第92号藤岡市議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第93号藤岡市長・助役及び収入役の諸給与条例の一部改正について、議案第94号藤岡市教育委員会教育長の諸給与支給条例の一部改正について、以上3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長の登壇を願います。

（総務部長 新井千文君登壇）

総務部長（新井千文君） 議案第92号から議案第94号まで、藤岡市議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正、藤岡市長・助役及び収入役の諸給与条例の一部改正及び藤岡市教育委員会教育長の諸給与支給条例の一部改正の3議案について、一括して提案説明を申し上げます。

人事院は、平成13年、国家公務員の給与につきまして、期末手当の年間支給額を削減することを主な内容とする人事院勧告を行いました。これによりまして、先ほど職員の給与条例もこれに準じて改定されたわけでございます。これに関連しまして、国・県等の指導によりまして、職員と準じて特別職の期末手当の引き下げをお願いするものであります。

現在の期末手当の支給率ですが、年間4.75カ月から12月期に0.05カ月削減し、年間4.7月に引き下げるとともに、本年12月期末手当につきましては、既に支給済みでございますので、昨年同様、今年度に限り、来年3月に調整をするものであります。

以上、簡単でございますが提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださるようお願いを申し上げます。

議長（木村喜徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより一括して質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしました  
と思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第92号、議案第93号、議案  
第94号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたした  
と思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) ご異議なしと認めます。よって、議案第92号、議案第93号、議案第9  
4号については、委員会付託を省略することに決しました。

これより一括して討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第92号藤岡市議会の議員の報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(木村喜徳君) 起立全員であります。よって、議案第92号は原案のとおり可決されまし  
た。

次に、議案第93号藤岡市長・助役及び収入役の諸給与条例の一部改正について、本案  
は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(木村喜徳君) 起立全員であります。よって、議案第93号は原案のとおり可決されまし  
た。

次に、議案第94号藤岡市教育委員会教育長の諸給与支給条例の一部改正について、本  
案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(木村喜徳君) 起立全員であります。よって、議案第94号は原案のとおり可決されまし  
た。

第6 議案第95号 藤岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部  
改正について

議長（木村喜徳君） 日程第6、議案第95号藤岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長の登壇を願います。

（総務部長 新井千文君登壇）

総務部長（新井千文君） 議案第95号藤岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、提案説明を申し上げます。

人事院の勧告を受け、一般職・特別職の改定が行われました。これに伴い、水道職員の給与の支給について、関係条例の改正をお願いするものであります。

主な改正の内容といたしましては、地方公営企業法の規定に基づき定められております企業職員の給与の種類について、人事院勧告に基づき、特例一時金を新たに手当として支給できることを内容とするものであります。適用につきましては、平成13年4月1日からお願いするものであります。

以上、簡単であります但提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長（木村喜徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第95号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。よって、議案第95号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第95号藤岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（木村喜徳君） 起立全員であります。よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

第7 議案第96号 群馬県市町村総合事務組合同規約の変更について

議長（木村喜徳君） 日程第7、議案第96号群馬県市町村総合事務組合同規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長の登壇を願います。

（総務部長 新井千文君登壇）

総務部長（新井千文君） 議案第96号群馬県市町村総合事務組合同規約の変更について、ご説明を申し上げます。

本件は、地方自治法第286条第1項の規定により、群馬県市町村総合事務組合同規約の規約を変更するものであります。

変更の内容につきましては、公立学校の学校医・学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第2条の規定に基づく、非常勤の学校医・学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償事務を、平成14年4月1日から新たな共同処理事務として実施するため、規約を変更するものであります。なお、共同処理する町村は、県内すべての59町村であり、11市は各市の条例で対応しておりますので、当市におきましても今回の共同処理する事務はいたしませんけれども、複合一部事務組合といたしまして規約の一部変更のみをお願いするものであります。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長（木村喜徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第96号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。よって、議案第96号については委員会付託を省略することに決しました。



これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第96号群馬県市町村総合事務組合規約の変更について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(木村喜徳君) 起立全員であります。よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

#### 第8 議員提出議案第7号 食品安全行政の充実強化を求める意見書の提出につ

いて

議長(木村喜徳君) 日程第8、議員提出議案第7号食品安全行政の充実強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。提出者斉藤千枝子君の登壇を願います。

(11番 斉藤千枝子君登壇)

11番(斉藤千枝子君) 議長から登壇のお許しをいただきましたので、議員提出議案第7号食品安全行政の充実強化を求める意見書の提出について、案文の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

食品安全行政の充実強化を求める意見書(案) 食品の安全・安心は消費者にとって大きな願いであり、国民に共通の課題です。しかしながら近年、狂牛病、O-157、ダイオキシン、環境ホルモン、あるいは遺伝子組み換え食品など、食品の安全性に関わる新しい問題が続発している。これらは、科学技術の高度化、食品流通の国際化を背景として、問題の発生も国際的に同時多発し、国内にあっては大規模化している。従って、今日世界的にも共通する食品の新しい安全問題に対処するには、食品の安全行政の抜本的な整備強化が求められている。

食品の安全性確保については、消費者個人の努力や選択だけではできないことから、「国民の健康」や「食品の安全性の確保」といった行政目的を明確にして制度全般を整備するとともに、運用過程への国民参加、情報公開の制度化などが検討される必要がある。また、天然添加物を含めた食品添加物や、農薬、動物用医薬品の残留基準や規制のあり方、あるいは表示基準について、これまで以上に国民の安全を確保できるものにしていくための措置が検討される必要があり、化学物質や新技術に関わる検査体制を充実することも強く求められている。

よって、藤岡市議会は、かかる食品の安全性をめぐる状況をふまえ、政府に対して「国

民の健康のために食品の安全性を確保する」という趣旨を目的に位置付け、食品衛生法の抜本的改正や運用の強化についての対策を講じるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成13年12月18日。  
提出先、内閣総理大臣・厚生労働大臣宛。群馬県藤岡市議会議長木村喜徳。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

議長（木村喜徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

吉田達哉君。

- 23番（吉田達哉君） 先ほど委員長報告のときに大変失礼をいたしました。議員提出議案第7号なのですが、この食品安全ということは、もう我々の身の回りにもこの恐怖というものが押し寄せております。こういったことも、国の危機管理意識の低さから来ていることではないかというふうに思っております。最近では、一般質問でもありましたように、狂牛病ということで、牛を飼っている農家の方、または焼肉屋さん、飼料の業者さん、それから問屋さん、それから行政に至っても肉骨粉の処理ということで、政府の危機管理意識の低さから、多大な迷惑をこうむっているのが今の状況かと思えます。

そんな中で、この意見書の前段にあるようなことを強く求める意見書ということで、この内容については賛成なのですが、欲を言ったら、政府にこの危機管理意識の低さをアピールするように、もう少し項目を分けて、具体的にきちんと明記をして、こういうことに注意なさいというような出し方の方が、時代に即している出し方なのではないかなというふうに感じるわけです。その辺について、この意見書を取りまとめました提出者の斉藤議員に、こういう総論的な形でいいのか、それとももっと具体的な方がいいのか、私は具体的な方がいいと思うのですが、こういった総論にした経緯についてお伺いしたいと思います。

議長（木村喜徳君） 斉藤千枝子君の登壇を願います。

（11番 斉藤千枝子君登壇）

- 11番（斉藤千枝子君） 吉田議員の質問にお答えします。

6月の国会で各論があったために通らなかったとのこと。内容は、意見書の中に入っておりますので、通らないよりは通った方がいいかと思ひまして、これでよいかと考えます。

議長（木村喜徳君） 吉田達哉君。

- 23番（吉田達哉君） 安全対策を早急に拡充をしていただくということが、この意見書のねらいだということに思うわけです。大体何か問題が起こると国会議員の先生方が、焼肉を食べてみたり、かいわれを食べしてみたり、こんなことで安全なのだということで、住民に対し

て、国民に対してアピールするのですけれども、その検査した中で、これは絶対安全だろうというものを多分食べていると思うのです。そんなことでは、我々国民がそのものに対して納得するわけではないので、できればこういった制度・法律、そういったものの強化体制をきちんとしてもらった方が、我々としての認識は、安全になるのだ、これだけの検査をしてくれれば大丈夫なのだ、これだけの表示があるから大丈夫なのだという認識をすることの方が先だと思うのです。食べてみせることよりも、制度をきちんとした方が大事だと思うのです。そういった観点からやはり具体的に、通るか通らないは別としても、これからほかの自治体についても、そういった意見がだんだん出てくるのではないかと思うのです。通るか通らないよりも、きちんとしたものをきちんとした形で国会に上げる方がよしいかと思うのですが、その辺についてご回答をお願いいたします。

議長（木村喜徳君） 斉藤千枝子君。

- 1 1 番（斉藤千枝子君） 確かに吉田議員のいうことは、私も賛成です。しかし、今回、請願ということで、主の目的が安全性の確保ということで、後押しをしてほしいという意味も含まれておりますので、この内容でいいかと考えます。

議長（木村喜徳君） 他にご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしましたと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第7号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第7号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議員提出議案第7号食品安全行政の充実強化を求める意見書の提出について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（木村喜徳君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第7号は原案のとおり可決さ

れました。

第9 議員提出議案第8号 藤岡市合併調査特別委員会設置について

議長（木村喜徳君） 日程第9、議員提出議案第8号藤岡市合併調査特別委員会設置についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。提出者新井雅博君の登壇を願います。

（16番 新井雅博君登壇）

16番（新井雅博君） 議長の登壇のお許しをいただきましたので、議員提出議案第8号藤岡市合併調査特別委員会設置について、提案理由の説明をさせていただきます。

平成12年4月1日、地方分権一括法が施行、地方分権の推進、少子・高齢化の進展、国・地方を通じた財政状況の悪化等、市町村行財政を取り巻く情勢は大きく変化しており、広域的・総合的な地域の振興整備や事務処理の効率化・円滑化が、これまでも増して強く求められるようになりました。このような観点から、議会として、平成17年3月31日までの時限立法である合併特例法を見据えた中、合併に関する諸課題について調査研究し、その有機的かつ総合的な施策を講ずる必要が生じたので、調査研究機関として藤岡市合併調査特別委員会の設置をお願いするものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（木村喜徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第8号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第8号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議員提出議案第 8 号藤岡市合併調査特別委員会設置について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（木村喜徳君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま可決されました議員提出議案第 8 号については、藤岡市合併調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査終了まで調査することにいたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第 8 号については、藤岡市合併調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査終了まで調査することに決しました。

お諮りいたします。ただいま設置されました藤岡市合併調査特別委員会委員については、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、議長において指名いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。

藤岡市合併調査特別委員会委員に、4 番松本啓太郎君、5 番反町清君、8 番佐藤淳君、10 番笠原史嗣君、12 番坂本忠幸君、15 番青木寛君、16 番新井雅博君、23 番吉田達哉君を指名いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました松本啓太郎君、反町清君、佐藤淳君、笠原史嗣君、坂本忠幸君、青木寛君、新井雅博君、吉田達哉君を藤岡市合併調査特別委員会委員に選任することに決しました。

委員会条例第 9 条第 2 項の規定により、委員長及び副委員長を互選の上、議長まで報告願ひます。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 32 分休憩

午前 11 時 55 分再開

議長（木村喜徳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（木村喜徳君） 藤岡市合併調査特別委員会委員長及び副委員長互選の結果が議長のもとに

まいりましたので、ご報告申し上げます。

藤岡市合併調査特別委員会委員長に吉田達哉君、副委員長に青木寛君。

以上であります。

#### 閉会中の継続審査・調査の申し出の件

議長（木村喜徳君） 各常任委員長、議会運営委員長及び特別委員長から、目下委員会において調査中の事件につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査、調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査、調査に付することに決しました。

#### 閉会中継続審査・調査申出一覧表

委 員 会 名	件	名
総務常任委員会	1. 市有財産の管理状況について	
	2. 行政財政の実態について	
	3. 市行政の総合計画について	
	4. 交通安全施設について	
経済建設 常任委員会	1. 農業振興対策について	
	2. 中小企業振興対策について	
	3. 商業振興対策について	
	4. 観光施設の整備拡充について	
	5. 道路及び橋梁整備について	
	6. 公営住宅事業について	
	7. 下水道施設の整備拡充について	
	8. 上水道施設の整備拡充について	

委 員 会 名 件 名

- |                  |   |
|------------------|---|
| 教務厚生<br>常任委員会    | 1. 学校整備状況について<br>2. 社会教育施設の充実について<br>3. 社会福祉施設の充実について<br>4. 市税の適正課税について<br>5. 環境衛生施設の拡充について<br>6. 国民健康保険の実態について |
| 議会運営委員会          | 1. 議会の運営に関する事項<br>2. 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項<br>3. 議長の諮問に関する事項   |
| 藤岡市合併調査<br>特別委員会 | 1. 藤岡市の合併問題に関する事項   |

字 句 の 整 理 の 件

議 長（木村喜徳君） お諮りいたします。会議規則第43条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項・字句・数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。よって、条項・字句・数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

市 長 あ い さ つ

議 長（木村喜徳君） この際、市長より発言を求められておりますので、これを許します。市長の登壇を願います。

（市長 塚本昭次君登壇）

市 長（塚本昭次君） 平成13年第5回藤岡市議会定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては12月7日から12日間にわたり、年末の大変ご多忙のところ

るご出席を賜り、平成13年度一般会計補正予算をはじめ、ご提案申し上げました多くの案件につきまして、慎重審議をいただきまして、原案どおりご決定いただきまして、心より御礼を申し上げますの次第でございます。

議員各位におかれましては、多くの施策につきまして、今後も喧喧諤諤のご議論をいただくわけでありますが、市民生活の向上のため、発展的で建設的なご議論が展開されますよう心よりご期待を申し上げますの次第であります。寒さも大分厳しくなっております。議員各位におかれましては、健康に十分ご留意されまして、明るい住みよい地域づくりに一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たってのあいさつといたします。

## 閉 会

議長（木村喜徳君） 以上をもちまして本会議に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成13年第5回藤岡市議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時59分閉会